

環境基本計画の位置づけ

- 岐阜県環境基本条例第10条に基づき、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画。
- 環境に係る個別計画や各種施策等の立案や実施にあたっては基本計画との整合を図るものとされている。

【環境基本計画と主な個別計画との関係】

岐阜県環境基本計画

岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画

(根拠法令：岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例、改訂時期：R7)

- ・温暖化防止に関する具体的な目標、取組みに係る計画

岐阜県廃棄物処理計画

(根拠法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、中間見直し時期：R7)

- ・廃棄物の発生量やリサイクルの予測、事業者の取組みに係る計画

清流の国ぎふ海洋ごみ対策地域計画

(根拠法令：海岸漂着物処理推進法、中間見直し時期：R7)

- ・漂着物の回収や処理の取組みに係る計画

岐阜県食品ロス削減推進計画

(根拠法令：食品ロス削減推進法、中間見直し時期：R7)

- ・消費者や事業者等に対する普及啓発など具体的な削減に関する計画

生物多様性ぎふ戦略

(根拠法令：生物多様性基本法、改訂時期：R7)

- ・県内における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画